

愛知県道路公社工事請負契約約款第 26 条第 1 項～第 4 項（全体スライド条項）の増額または減額となる場合の運用について  
(平成 28 年 4 月 1 日適用)

1. 適用対象工事

- 1) 請負契約締結の日（又は直前の基準日）から 12 ヶ月を経過した工事であること。[契約約款第 26 条 1 項]
- 2) 残工事の工期が基準日から 2 ヶ月以上あること。
- 3) 諸経费率の改正のみによる変動は、スライド変更の根拠とはならない。（諸経费率の改正のみによる変動とは、例えば、直接工事費が減額しているにも関わらず物価変動後の発注者の積算を基に計算した請負代金額が 1000 分の 15 以上増額となる場合等であり、この場合はスライドの対象としない。）
- 4) 減額の場合、物価変動後の発注者の積算を基に計算した請負代金額が、1000 分の 30 以上変化していると予想されること。
- 5) 発注者確認時期は請負契約締結の日（又は直前の基準日）から 12 ヶ月経過時点、その時点で対象外の場合は、以降の労務単価改訂時を確認時期とする。

2. 請求日及び基準日等について

- 1) 請求日：スライド変更の可能性があるため、発注者又は受注者が請負代金額の変更の協議を請求した日。  
請負契約締結の日（又は直前の基準日）から 12 ヶ月を経過した後の日であること。
- 2) 基準日：賃金水準、物価水準変動後単価の基準となる日。  
請求日とすることを基本とする。  
また、請求があった日から起算して、14 日以内で発注者と請負者とが協議して定める日とすることも可とする。
- 3) 残工期：基準日以降の工事期間。  
残工期は、基準日における契約工期の残工事期間を基本とするが、基準日までに変更契約を行っていない場合でも先行指示等により工期延期が明らかな場合には、その工期延期期間を考慮することができる。

3. スライド協議の請求

- 1) 発注者及び受注者は、請負契約締結の日（又は直前の基準日）から 12 ヶ月を経過した工事のうち、スライド変更の必要性があると判断される工事について協議開始を申し入れる。  
(請求日)
- 2) スライド協議の請求は、発注者又は、受注者から書面により行うこととする。

- 3) 発注者は受注者の意見を聴いてスライド額協議開始日を定め、請求日から 7 日以内に受注者に書面により通知する（スライド額にかかる変更契約を精算変更時点で行う場合は、その予定時期に合わせて協議開始日を設定する）。

#### 4. 請負代金額の変更

- 1) 受注者と協議するためのスライド額は、次の式により算定すること。

##### 【増額の場合】

$$S = [P_2 - P_1 - (P_1 \times 15/1,000)] \quad (\text{ただし、 } P_1 < P_2)$$

##### 【減額の場合】

$$S = [P_2 - P_1 + (P_1 \times 15/1,000)] \quad (\text{ただし、 } P_1 > P_2)$$

この式において、S、P<sub>1</sub>及びP<sub>2</sub>は、それぞれ次の額を表すものとする。

S : スライド額

P<sub>1</sub> : 請負代金額から基準日における出来形部分に相応する請負代金額を控除した額

P<sub>2</sub> : 変動後(基準日)の賃金又は物価を基礎として算出したP<sub>1</sub>に相当する額

(P = α × Z、α : 落札率、Z : 積算額)

なお、P<sub>2</sub>の算定にあたっては、基準日における適切な工事価格を算出するため、基準日における諸経費率(共通仮設費率、現場管理費率、一般管理費率)を用いるものとする。

- 2) 賃金又は物価の変動による請負代金額を変更する場合のスライド算定額は、労務単価、材料単価、機械器具損料並びにこれらに伴う共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の変更について行われるものであり、歩掛の変更については考慮するものではない。
- 3) スライド請求を複数回行う場合におけるスライド額の算出も上記に基づき同様に実施するものとする。なお、その場合基準日における請負代金額には、それまでに実施したスライド額を含むものとする。

#### 5. 残工事量の算定

##### 【出来形数量の確認方法】

- 1) 基準日における残工事量を算定するために行う出来形数量の確認は、数量総括表に対応して出来高確認を行うものとすること。
- 2) 出来形の確認は、設定される基準日に現地確認することを基本とするが、やむを得ない場合は書類で確認することができる。また、受注者は参考資料として、実施工程表(種別の出来形割合が記入されているもの)及び、出来高根拠となる図面を作成すること。[一般図、平面図、標準横断図、構造一般図(小構造物を除く)でよい。]
- 3) 出来形は施工ブロック単位に確認すること(別紙1参照)。

##### 【先行指示分の取扱い】

- 4) 基準日までに変更契約を行っていないが設計変更通知書により、先行指示されている設計量については、スライドの対象とすることができます。

### 【現場搬入材料】

- 5) 現場搬入材料については、認定したものは出来形数量として取り扱うこと。  
また、下記の材料等についても出来形数量として取り扱う。
  - ・工場製作品については、工場での確認又はミルシート等で在庫確保が証明できる材料は出来形数量として取り扱う。
  - ・基準日以前に配置済の現地据付型の建設機械及び仮設材料等（架設用クレーン、仮設鋼材など）も出来形数量として取り扱う。
  - ・契約書にて工事材料契約の完了が確認でき、近隣のストックヤード等で在庫確認が可能な材料は出来形数量として取り扱う。

### 【材工分離不可の場合】

- 6) 積算の内容が、設置撤去を合わせた総合歩掛であるなど、分割が不可能なものについては、主な部分が完了していれば、その工種の当該ブロックは完了とすることができる。
  - ①コンクリート工（打設、養生の分離不可能）
    - ・打設が完了しておれば完了とすることができる。
  - ②型枠工（製作、設置、撤去の分離不可能）
    - ・設置が完了していれば完了とすることができる。

### 【出来形数量の対象】

- 7) 受注者の責めに帰すべき事由により遅延していると認められる工事量は、増額スライドの場合出来形部分に含めるものとし、減額スライドの場合は、出来形部分に含めないものとする。
- 8) 数量総括表で一式明示した仮設工についても出来形数量の対象とできる。

### 【出来形数量計上方法が困難な場合】

- 9) 出来形数量の計上方法については、発注者側に換算数量がない場合は、受注者側の当該工種に対する構成比率により出来形数量を算出してもよい。

### 【確認日】

- 10) 請求日から 14 日以内に基準日時点における出来形数量の確認を行う。

## 6. インフレスライド条項又は単品スライド条項との併用

- 1) 契約書第26 条第 6 項に規定するインフレスライド条項に基づく請負代金額の変更を実施した後であっても、インフレスライド適用後12 ヶ月経過後に、本運用によるスライドを請求することができる。
- 2) 本運用に基づき請負代金額の変更を実施した後であっても、契約書第26 条第 5 項に規定する単品スライド条項に基づく請負代金額の変更を請求することができる。
- 3) 契約書第26 条第 1 項から第 4 項に規定する全体スライド条項は、材料価格を含む物価や

賃金等の変動に伴う価格水準全般の変動について対応するものであることから、単品スライド条項の適用となっている材料を含めて、まず全体スライド条項によるスライド額を算出することが基本となる。その上で、全体スライド条項との重複を防止するため、全体スライド条項の対象とした数量については、変動前の単価を全体スライド条項の適用日の単価として単品スライド条項のスライド額を算出することとなる。

- 4) また、全体スライド条項と単品スライド条項とをそれぞれ単独で考えれば、前者においては残工事費の1.5%、後者においては対象工事費の1%、それぞれで受注者の負担が生じることとなる。両スライドのルールをそのままそれぞれ適用した場合には、受注者にリスクを重複して負担されることになり、結果的にリスク負担が過大なものとなる。
- 5) このような過大なリスク負担を回避するため、単品スライド条項のみが適用される期間においては当該期間の工事費の1%を受注者の負担とするが、全体スライド条項と単品スライド条項が併用されている期間においては、全体スライド条項の適用により受注者が負担する残工事費の1.5%をもって既に単品スライド条項に係るリスク負担がなされているとの考え方に基づき、単品スライド条項に係る1%分の負担を求めないこととした。
- 6) さらに、単品スライド条項に係る対象工事費は基本的には最終的な全体工事費であり、全体スライド条項と併用した場合の対象工事費は全体スライド条項に係るスライド額を含む変更後の総価となる。

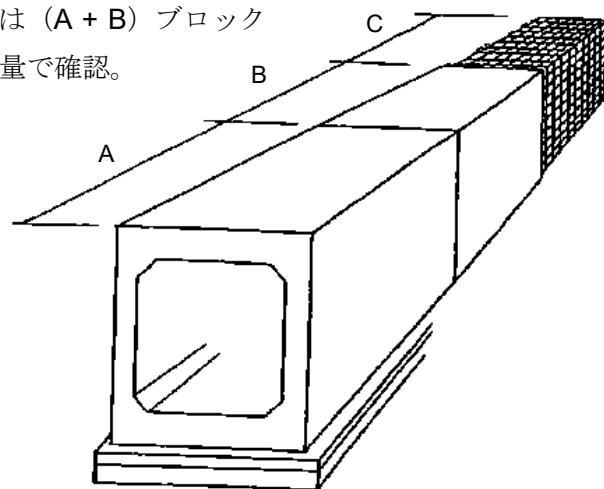
## 7. その他

本運用により難い場合については、発注者、受注者双方で協議して、変更額を決定する。

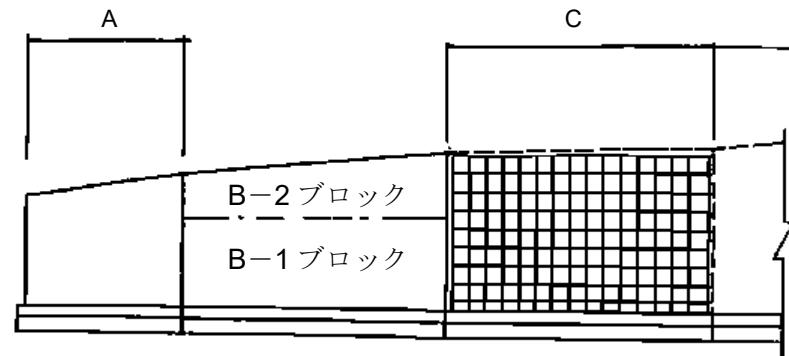
別紙1

< 構造物の判定例 >

【1】出来形は (A + B) ブロック  
の打設量で確認。



【2】出来形は (A, B-1) ブロックの打設量で確認。



※B-1 ブロックは生コン打設完了ブロック  
B-2 ブロックは生コン未打設ブロック

出来形数量の考え方

コンクリート構造物の出来形の場合は、原則として一式当たり数量の内訳である主材料として、生コンで確認する。

- ・細別数量は、種別毎に報告される出来高率を換算して確認してよい。
- ・出来高確認については、ブロック毎に行う。
- ・現場打ちとなるコンクリート構造物は、コンクリート打設完了していれば完了とすることができる。
- ・型枠工は、設置が終わっていれば完了とすることができる。